

みたけ台町内会公式ライン管理規定

(制定)

令和6年 2月15日

(制定目的)

第1条

この規定は、みたけ台町内会公式ラインの管理及び情報発信について定めることを目的とする。

(発信目的)

第2条

みたけ台町内会公式ラインからの発信目的は以下の内容の伝達・連絡とする。

- 1) 避難などの緊急で「みたけ台町内会公式ラインのお友達登録者」への一斉連絡（配信）
- 2) 予め登録の「みたけ台町内会公式ラインのお友達登録者」への特定連絡事項（例えば、毎月の回覧など）の配信
- 3) その他、役員会にて決定事項

(管理者)

第3条

みたけ台町内会公式ラインの管理者は、役員会に決定する。

(情報の発信者・アクセス者)

第4条みたけ台町内会公式ラインからの発信者以下のものとする。

- 1) みたけ台町内会公式ライン管理者
- 2) 会長及び副会長
- 3) 特例として、会長の任命者

(情報発信機器)

第5条

みたけ台町内会公式ラインへのアクセスは、以下の機器とする

- 1) 管理者の町内会貸与パソコン・スマホ・タブレット
- 2) 会長・副会長の町内会貸与パソコン・スマホ・タブレット
- 3) 会長任命者の町内会貸与パソコン・スマホ・タブレット

(機密保持)

第6条

みたけ台町内会公式ラインからの配信者・アクセス者は、「みたけ台町内会公式ラインのIDとパスワード」は、その資格を喪失しても機密として開示してはならない。

(その他)

第7条

その他、この規定に不都合が生じた場合は、役員会にて追加・訂正出来る。

(施行期日)

第8条

この規定は、令和6年3月6日から施行とする。